

はじめに

社会保険審査請求制度における障害年金関係の割合はとても多いのが現状です。平成27年度から平成29年度の再審査請求を例にとってみると、受付総件数5,617件に対して国民年金・厚生年金保険の障害年金関係は4,095件となっており、7割を超えていいます。

障害年金業務と審査請求・再審査請求は、切っても切り離せない関係になっているといえます。審査請求・再審査請求は、障害年金業務の一部なのです。

とはいものの、審査請求・再審査請求をどのように組み立て、どのように書いていいかよいのか、わからないことも多いと思います。裁判請求からかかわった案件が等級非該当で不支給とされた、本人が請求した案件が初診日不明で却下処分となったなど多様な状況に対応していかなければならぬわけですが、究極的なポイントはたった一つ、「社会保険審査官や社会保険審査会にどうしたら主張を認めてもらえるか」です。そのために、どんな資料を集め、どのように説明するかを考えていくことになります。

法律レベルでは、審査請求書・再審査請求書の様式は決まっていますが、どのように書かなければならぬのかということは決められていません。つまり、自由に書いてよいのです。一つの事案に対し、企画を立て、その企画書を書き、主張を認めてもらうというクリエイティブな側面を有する業務である一方、ある程度定型化していくことができる業務でもあります。

本書では、4名の社労士が審査請求書・再審査請求書の作り方についてそれぞれの「型」を披露します。そして、その「型」が、皆様の「型」と融合していくことでさらによい「型」に発展していくことだと思います。

本書が、皆様のお役に立てるごとに願うと同時に、不当な処分を受けた国民の権利救済につながることを切に願います。

最後に、本書の発刊にあたりまして、(株)日本法令出版課の吉岡幸子氏と佐々木真子氏には大変お世話になりました。心より御礼申し上げます。

2019年4月 筆者一同

CONTENTS

第1章 審査請求・再審査請求を進めるためのポイント

1 障害年金の3要件と審査請求・再審査請求の争点	6
2 審査請求書・再審査請求書における論述の基本	7
(1) 論述の構成（基本的なパターン）	7
(2) 争点が「障害等級」である場合のポイント	7
(3) 争点が「初診日」や「相当因果関係」である場合のポイント	7
3 行政処分とその種類	8
(1) 裁定請求に関する行政処分	8
(2) 額改定請求に関する行政処分	8
(3) 障害状態確認届に関する行政処分（「差止」を除く）	9
(4) 行政処分ではないもの（審査請求・再審査請求の対象とならないもの）	9
4 審査請求と再請求の違いを理解する	10
(1) 初診日不明で却下処分となった場合	10
(2) 障害認定日請求の場合	10
(3) 事後重症請求の場合	10
5 被用者年金一元化と審査請求・再審査請求の関係	11
6 成年後見人が選任されている場合の審査請求・再審査請求	11

第2章 審査請求・再審査請求理由の組み立て方・考え方

1 原処分理由の詳細を知る	14
2 社会保険審査官が収集した資料を知る	15
3 医師からの意見書等	18
4 口頭意見陳述	20
5 争点が障害等級の事案	21
(1) 障害認定日時点の診断書がない場合の例	21
(2) 提出診断書の記載が不十分で却下処分となった場合の例	24
(3) 不備のない診断書の提出に対しての等級不服の場合	24
6 争点が初診日・相当因果関係等の事案	25
(1) 初診日の証明が不十分として却下された場合	25
(2) 相当因果関係が問題となった場合	25
7 社会的治癒の法理について	26

第3章 事例とポイント解説 一原処分から再審査請求まで

事例1 初診日（相当因果関係含む）と障害等級が争点の事例	28
事案の概要	28
事案の経過	28
事案の争点	29
受診歴等の整理	29
収集する資料等	29
審査請求	34
審査官の決定書	40
主治医の意見（質問状への回答）	51
再審査請求	52
公開審理	55
審査会の裁決書	57
まとめ	63
事例2 傷病混在の難病の事例	64
事案の概要	64
本件障害認定における問題点	64
診断書Aの「日常生活動作の障害の程度」	65
診断書Bの「日常生活動作の障害の程度」	65
基本方針、争点等の整理	70
審査請求	71
審査官の決定書	78
再審査請求	78
審査会の裁決（一部容認の裁決）	81
社会保険審査会の裁決を受けて	82

第4章 多様な事例からみる審査請求・再審査請求の進め方、書類の書き方のポイント

事例1 障害等級が争点のがんの事例	84
事案の概要	84
事案の経過	84
事案の争点	85

審査請求	87
審査請求決定書の読み方	96
再審査請求書の作り方	99
結果とまとめ	109
事例② 初診日・相当因果関係が争点の事例	110
事案の概要	110
事案の経過	110
事案の争点	111
受診歴等の整理	111
収集する資料等	111
審査請求	115
再審査請求	120
主治医の意見・理由の変更	123
まとめ	135
事例③ 医師との連携で処分変更となった不整脈の事例	136
事案の概要	136
事案の経過	136
事案の争点	137
受診歴等の整理	137
収集する資料等	137
審査請求の組み立て	148
主治医の意見	148
審査請求書および審査請求の理由	151
結果とまとめ	159

卷末資料 審査請求・再審査請求理由全文(第4章 事例1・2)

第4章 事例1 審査請求理由全文	162
第4章 事例1 再審査請求理由全文	166
第4章 事例2 再審査請求理由全文	172

第1章

審査請求・再審査請求を

進めるためのポイント

1

障害年金の3要件と審査 請求・再審査請求の争点

障害年金は、原則として①初診日（旧法厚生年金は発病日）の要件、②保険料納付の要件および③障害状態の要件を満たしたときに支給されます。

保険料納付要件については、ほとんど争いが起きませんが、初診日の認定および障害状態の認定については、行政側の人的ミスを含め、請求人と保険者の間に争いが起ることが珍しくありません。

障害年金の審査請求・再審査請求では、下記の3点が主な争点になります。

- 初診日（または発病日）
- 相当因果関係
- 障害等級

2

審査請求書・再審査請求書における論述の基本

(1) 論述の構成（基本的なパターン）

審査請求書・再審査請求書は、審査請求・再審査請求理由を明示し、争点を整理して請求人の主張（結論）を論述します。論述の方法は、法令等で決まっているわけではありません。下記のように、①から⑤の順に論述していくと審査請求書・再審査請求書が作成しやすいと思いますので、参考にしてください。

- ① 審査請求・再審査請求の趣旨および理由の明示：簡潔に明示する
- ② 裁定請求から審査請求・再審査請求までの経過：「流れ」を伝える
- ③ 審査請求・再審査請求の争点の整理：障害等級、初診日、相当因果関係など
- ④ 障害認定基準等の判断基準へのあてはめ
- ⑤ 結論：上記①と同じになる

(2) 争点が「障害等級」である場合のポイント

まず、診断書、病歴就労状況等申立書から障害状態のポイントを拾い出します。さらに、医師による意見書や日常生活状況の追加聴き取り結果を添付し、これらを受けて障害認定基準へあてはめます。

(3) 争点が「初診日」や「相当因果関係」である場合のポイント

医学的判断を要するものが多いため、まず参考文献等（医学大辞典、専門医療機関発表の情報、関係学会等の資料）を探します。

また、可能であれば、診断書作成医等に意見書を書いてもらいます。

さらに、過去の審査請求から類似事例を探し出し、引用できないか検討します。

3

行政処分とその種類

行政が行った決定のことを、「(行政) 処分」といいます。障害年金にかかる行政処分を、下表にまとめました。どの処分がどのような内容なのか理解していないと、審査請求・再審査請求の論点が的外れになってしまうことがあるので要注意です。

(1) 裁定請求に関する行政処分

処分の種類	処分の内容と不服内容など
支給決定処分	裁定請求に対し障害年金の支給を決定する処分。支給決定処分に対する不服は「障害等級」となることが通常。
不支給処分	初診日認定の結果、保険料納付要件を満たさないという不支給もあるが、ほとんどは「障害等級非該当」による。不服は事案により「初診日」、「相当因果関係」、「障害等級」の全部または一部となる。
却下処分	初診日の特定ができない場合や障害状態を判断するための診断書が不十分である場合などに行われる処分で、不服は「初診日」や「障害等級」となることが通常。

(2) 額改定請求^(※1、※2)に関する行政処分

処分の種類	処分の内容と不服内容など
増額改定処分	改定請求の結果、上位等級に認定される処分。想定される不服は、3級から2級に改定された者が「1級のはずである」という場合であるが、事案としては少ない。
等級据置処分	改定請求の結果、上位等級への改定が認められなかった場合の処分。額改定請求の決定から将来に向かって1年間は額改定請求ができないため、障害等級に対する決定を不服として審査請求することとなる。
却下処分	改定請求ができる要件を欠くと保険者が判断した場合などに行われる処分であり、特殊な事案である可能性が高いが、審査請求の対象にはなり得る。不服の内容は事案による。

※ 1：額改定請求は増額改定を求める請求であるため、原則として減額改定は行われないが、万が一減額改定が行われた場合には審査請求の対象になる。

※ 2：支給停止事由消滅届は額改定請求ではないため、額改定請求のような1年制限はない。等級該当しないとする処分に対しては、審査請求または再度の支給停止事由消滅届のいずれかを検討することとなる。

(3) 障害状態確認届に関する行政処分（「差止」を除く）

処分の種類	処分の内容と不服内容など
等級変更処分 (増額・減額) または支給停止処分	増額改定が不服となるケースは、前記額改定請求と同様。減額改定や支給停止処分については、障害等級が不服の内容となる。等級変更があった場合、将来に向かって1年間は額改定請求が制限される。支給停止処分の場合、支給停止事由消滅届は1年間待たずに行うことができる。審査請求をするかどうかは事案ごとに判断を要す。

※等級据え置きの決定は「支給継続の確認」であって、行政処分ではない（次項参照）。

(4) 行政処分ではないもの (審査請求・再審査請求の対象とならないもの)

審査請求・再審査請求の前提是、行政処分があることです。つまり、行政処分が存在することが必須であり、何が行政処分で、何が行政処分でないのかを把握しておかなければなりません。

● 審査請求・再審査請求の対象とならないものの例

一般的な事項	① 処分（決定）の行われていないもの ② 陳情、要請（要望）に関するもの ③ 不明点についての回答や調査を求めるもの ④ 現行の法律や政令・省令等に対する不服 ⑤ 保険者の対応（説明の誤り、説明不足を含む）への不服 ⑥ 保険者の不作為によるもの
障害年金関係	① 次回診断書の提出年月に関すること ② 障害給付にかかる診断書の記載内容に対する不服 ③ 障害状態確認届による等級変更がないことに対する不服 ④ 遷移請求における現症診断書の認定結果が障害認定日時点の障害等級と同じであることに対する不服

※上表は、関東信越厚生局のホームページを参考に筆者が加筆修正して作成。

4

審査請求と再請求の違いを理解する

審査請求は、「原処分に対する不服申立」です。つまり、裁判請求や等級診査（額改定請求や障害状態確認届）にかかる保険者の処分の妥当性を争うわけです。

したがって、新たな事実が判明した場合や障害状態が変化した場合は、審査請求ではなく再請求を検討することになります。

（1）初診日不明で却下処分となった場合

基本的には審査請求事案ですが、新たに初診日と思われる日が判明した場合には、再請求を検討します。

（2）障害認定日請求の場合

障害認定日の状態は、過去の事実であり、その当時の病状が変わることはあり得ません。よって、障害認定日請求にかかる不服は、審査請求で争うべきものになります。

ただし、何らかの事情で障害認定日時点の診断書の内容が訂正等されるのであれば、再度、障害認定日による裁判請求が行える可能性がありますので、検討してみましょう。

（3）事後重症請求の場合

① 事後重症で決定された等級に不服がある場合

受給権発生日から1年経過しないと額改定請求ができないため、審査請求で争うべきものとなります。

② 不支給（等級不該当）決定の場合

当初の裁判請求で等級該当を主張するならば、審査請求します。

原処分妥当と思われるならば、事後重症で再請求します。なお、この場合1年制限はありません。

◆著者略歴◆

●社会保険労務士 高橋 裕典 (1・2・3章執筆)

法政大学法学部卒業後、平成20年3月まで社会保険庁（現：日本年金機構）に勤務し、年金関係業務に従事。退職後、平成20年に高橋社会保険労務管理事務所を開業。企業の人事労務管理相談、障害年金を中心とした年金関係業務、執筆・講演など精力的に活動している。主な著書に『4訂版 はじめて手続きする人にもよくわかる障害年金の知識と請求手続ハンドブック』（日本法令）、『就労にまつわる障害年金請求・相談のポイント』（日本法令、共著）がある。

●社会保険労務士 宇代 謙治 (4章 事例1執筆)

年金相談プラザ 宇代社会保険労務士事務所代表、埼玉県社労士会障害年金部会リーダー、社労士成年後見センターさいたま監事。障害年金と成年後見をメインに活動。主な著書に『鈴木さんちの障害年金物語』『社労士のための成年後見実務』『就労にまつわる障害年金請求・相談のポイント』（日本法令、共著）がある。

●特定社会保険労務士 佐々木 久美子 (4章 事例2執筆)

青山学院大学国際経済学科卒業。9年弱の㈱三井銀行勤務後、平成16年9月に大田区で社会保険労務士事務所を開業。障害年金を専門にし、パーキンソン病・化学物質過敏症・発達障害など傷病名を限定せず裁判・審査・再審査請求を手がける。「みんなを助ける！お金のしくみ」と題して年金について説明する等、学校教育にも携わる。著書に『知ってほしい障害年金のはなし』（日本法令）がある。

●社会保険労務士 河村 泰英 (4章 事例3執筆)

証券会社や玩具店、青果店に勤務後、平成19年社労士資格を取得。平成20年に河村社会保険労務士事務所（現、河村年金サポート事務所）を開業。平成23年に社労士法人イージス設立（同時に、徳山労働保険事務組合 理事長就任）。社会保険関係業務では主として障害年金業務を行い、年金請求手続や不服申立に携わっている。